

農業制度資金のご案内

*資金の申込方法や詳細については直接、農協や金融機関へお問い合わせください。

資金名	利子助成対象者	利子助成貸付限度額
農業近代化資金	認定農業者、認定新規就農者、所得等一定の要件を満たす農業者	個人1千800万円、法人または特認を受けた個人2億円
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	○人・農地プランまたは経営再開マスタープランにおいて、中心となる経営体として位置付けられた農業者(認定農業者) ○農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者	個人3億円、法人10億円(*特認:個人6億円、法人20億円)
農林漁業セーフティネット資金	認定農業者、認定新規就農者、所得等一定の要件を満たす農業者	600万円または特認年間経営費等の3/12以内(簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合)
農林漁業施設資金	土地改良区、農業協同組合等またはその5割法人、団体	貸付けを受けることを負担する額の80%
農業基盤整備資金	土地改良区、農業協同組合等またはその5割法人、団体	かんがい排水、ほ場整備事業等に係る地元負担額
経営体育成強化資金	認定農業者、認定新規就農者、所得等一定の要件を満たす農業者	個人1億5千万円、法人5億円

農協や金融機関では、農業者向けの資金の貸付けを行っています。また、平成27年6月から7月にかけてと、9月の暴風雨等で農作物に被害を受けた農業者の経営の早期立ち直りを支援するため、左記の資金に係る利子助成事業(5年間実質無利子化)を(公財)農林水産長期金融協会で行っています。利子助成を受けるには、市が発行する罹災証明書が必要です。罹災証明書の発行対象者は、被害作物の平年における収穫量が30%以上減収かつ平年における農業収入が10%以上減収となった方となります。申請の際には被害作物の出荷証明書(出荷量と金額が分かるもの)を持参してください。

罹災証明に関するお問い合わせ先
 農林水産課 内線2521
 金木総合支所産業建設係 内線3207

りんご農家の皆さんへ

果樹の改植・園地整備事業

平成28年度果樹経営支援対策事業および果樹未収益期間対策事業申込を募集します。

事業対象者: 認定農業者および本人または後継者が70歳未満の方で、果樹経営面積が65a以上の方

申込期限: 2月19日(金)

申込み: 農協へ出荷している生産者は出荷のある農協へ。農協以外に出荷している生産者は農林水産課(内線2516)へ。

事業内容	補助率	要件
①わい化りんごへの改植	定額32万円/10a	2a以上を改てまとめること
②普通樹りんごへの改植	定額16万円/10a	
③園内道の新設	定率 1/2	受益面積10a以上
④園地の傾斜の緩和		
⑤排水路の新設(暗渠等)		
⑥防風網の新設	定率 1/2	受益面積10a以上で果樹共済に加入していること
⑦防霜ファンの新設		
⑧りんご園地の廃園	定額8万円/10a	2a以上
⑨条件付新植	定率 1/2	

*①②③④⑤⑥⑦⑧⑨を5a以上行くと、果樹未収益期間支援事業(改植後4年間の育成経費の一部として定額20万円/10aを補助)の対象。

果樹共済加入促進事業

市では、平成28年産の「りんご共済」の加入者に対し、掛金の一部を助成する事業を実施します。

共済掛金も必要経費ととらえ、果樹共済に加入しましょう。

助成割合: りんご共済全プランの掛金部分を一律10%助成

助成方法: 掛金等全額を共済組合へお支払いください。市から共済組合を経由して、掛金の一部を還付します。

果樹共済の加入申込期間: 3月25日(金)まで

問: 共済制度については津軽広域農業共済組合果樹課
 農林水産課 内線2516 TEL(33)1513